令和６年度　第１回（第 46 回）魚沼市地域公共交通協議会

次　　第

日　時：令和６年４月 30 日（火）　13：30
会　場：魚沼市役所本庁舎３階　303 会議室

１　開　会

２　開会あいさつ

３　議　題

（協議事項）

⑴　役員の互選及び任命について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料１
⑵　魚沼市地域公共交通協議会規約の改正について　・・・・・・・・・・・・資料２
⑶　魚沼市地域公共交通計画の修正（案）について　・・・・・・・・・・・・資料３

（報告事項）

⑴　路線バス「小出＝荒金＝浦佐線」の運行終了について　・・・・・・・・資料４

４　その他

５　閉　会

令和6年度　魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

（敬称略）　　令和６年４月30日現在

No.	区　分	所　属　等		氏　名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員（地方公共団体）	魚沼市	市長	内田　幹夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員（公共交通事業者、道路管理者等）	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐駅長	千代　達彦	兼越後湯沢駅長
3		南越後観光バス株式会社	乗合営業部 部長代理	武藤　文昭	兼小出所長（新任）
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島　由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	山 本　学	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅井　宏一	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所計画課	課長	水口　直人	
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画調整担当	計画専門員 （総括）	坂 井　浩	（新任）
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星　和 久	監査員
10	法第6条第2項第3号の委員（公安委員会）	新潟県小出警察署	署長	村上　知光	（新任）
11	法第6条第2項第4号の委員（地域公共交通の利用者、学識経験者、地方公共団体が必要と認める者）	根小屋連合自治会	会長	上 村　勤	監査員
12		小出干溝区連合自治会	会長	大平　祐介	
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	石 田　靖	（新任）
14		広神連合自治会	会長	山之内　隆	（新任）
15		守門地区区長会	会長	佐藤　忠雄	
16		入広瀬地域区長会	会長	浅井　重吉	
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮腰　和弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	新倉　孝礼	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	塩原　隆太郎	（新任）
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興グループ	地域振興 専門員	栁田　正和	
21		新潟県立小出高等学校	校長	南方　伸之	
22		魚沼市老人クラブ連合会	副会長	佐 藤　彰	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井口　正博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢島　良彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂 野　孝	
事務局		魚沼市 市民福祉部 生活環境課			

魚沼市地域公共交通協議会規約

（設置）

第1条　この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。

（名称）

第2条　この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条　協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

（目的）

第4条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項等）

第5条　協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1)　計画の作成及び計画の変更に関すること。

(2)　計画の実施に関すること。

(3)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること

(4)　道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること

(5)　地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

(6)　協議会の運営に関すること

(7) その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第6条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2　協議会に次の役員を置く。

(1)　会長1人

(2)　副会長1人

(3)　監査員2人

3　会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第7条　委員の任期は、次のとおりとする。

(1)　別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期

間とする。
(2)　前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）
第8条　会長は、魚沼市長をもって充てる。
2　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
3　会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

（副会長）
第9条　副会長は、委員の中から協議会において互選する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

（監査員）
第10条　監査員は、協議会の会計監査を行う。
2　監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

（事務局）
第11条　協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。
2　事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
3　事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

（協議会の会議の運営等）
第12条　協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
4　協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5　協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
6　協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
7　協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
8　会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

（分科会の設置）
第13条　協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。
2　分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第 14 条　協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 15 条　協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3　前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 16 条　委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2　協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。

3　報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会の解散等）

第 17 条　協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

（規約の変更）

第 18 条　この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあっては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

（その他）

第 19 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月 1 日から施行する。

この規約は、平成22年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成24年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区　分	委　員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社　乗合部長
	魚沼市タクシー協会　会長
	ひかり交通株式会社　代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅　駅長
	入広瀬コミュニティー協議会　会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課　課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課　課長
	魚沼市産業経済部建設課　課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署　署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課　課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局　首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局　地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校　校長
	魚沼市老人クラブ連合会　会長
	魚沼市地域自立支援協議会　会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会　議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課　課長

（協議事項）資料１

役員の互選及び任命について

令和6年度　魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

（敬称略）　　令和６年４月30日現在

No.	区　分	所　属　等		氏　名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員（地方公共団体）	魚沼市	市長	内田　幹夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員（公共交通事業者、道路管理者等）	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐駅長	千代　達彦	兼越後湯沢駅長
3		南越後観光バス株式会社	乗合営業部部長代理	武藤　文昭	兼小出所長（新任）
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島　由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	山 本　学	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅井　宏一	
7		国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課	課長	水口　直人	
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整担当	計画専門員（総括）	坂 井　浩	（新任）
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星　和 久	
10	法第6条第2項第3号の委員（公安委員会）	新潟県小出警察署	署長	村上　知光	（新任）
11	法第6条第2項第4号の委員（地域公共交通の利用者、学識経験者、地方公共団体が必要と認める者）	堀之内連合区長会	会長	上 村　勤	
12		小出干溝区連合自治会	会長	大平　祐介	
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	石 田　靖	（新任）
14		広神連合自治会	会長	山之内　隆	（新任）
15		守門地区区長会	会長	佐藤　忠雄	
16		入広瀬地域区長会	会長	浅井　重吉	
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮腰　和弘	
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長	新倉　孝礼	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	塩原　隆太郎	（新任）
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興グループ	地域振興専門員	栁田　正和	
21		新潟県立小出高等学校	校長	南方　伸之	
22		魚沼市老人クラブ連合会	副会長	佐 藤　彰	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井口　正博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢島　良彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂 野　孝	

【副会長】規約第9条　　副会長は、委員の中から協議会において互選する。

（　　）

【監査員】規約第8条　　会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

（　　）　（　　）

※任期は、いずれも令和６年４月１日～令和８年３月31日まで。（２年間）

（協議事項）
資料２

魚沼市地域公共交通協議会規約の改正について

１　規約の改正点

魚沼市地域公共交通協議会において定めている魚沼市地域公共交通協議会規約について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正及び、構成する委員の所属・役職等の変更に伴い、別表（第６条関係）を改正する。

改正後

別表（第６条関係）

区　分	委　員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社　乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会　会長
	ひかり交通株式会社　代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅　駅長
	入広瀬コミュニティ協議会　会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課　課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部　計画専門員
	魚沼市産業経済部建設課　課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署　署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課　課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局　首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局　地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校　校長
	魚沼市老人クラブ連合会　副会長
	魚沼市自立支援協議会　会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会　議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課　課長

改正前

別表（第６条関係）

区　分	委　員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社　乗合部長
	魚沼市タクシー協会　会長
	ひかり交通株式会社　代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅　駅長
	人広瀬コミュニティー協議会　会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課　課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課　課長
	魚沼市産業経済部建設課　課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署　署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課　課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局　首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局　地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校　校長
	魚沼市老人クラブ連合会　会長
	魚沼市地域自立支援協議会　会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会　議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課　課長

２　魚沼市地域公共交通協議会規約（案）

（案）

魚沼市地域公共交通協議会規約

（設置）

第１条　この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第６条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。

（名称）

第２条　この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第３条　協議会の事務所は、魚沼市小出島 910 番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

（目的）

第４条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項等）

第５条　協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1)　計画の作成及び計画の変更に関すること。

(2)　計画の実施に関すること。

(3)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること

(4)　道路運送法施行規則第 49 条第２項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること

(5)　地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

(6)　協議会の運営に関すること

(7) その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第６条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２　協議会に次の役員を置く。

(1)　会長１人

(2)　副会長１人

(3)　監査員２人

3　会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第7条　委員の任期は、次のとおりとする。

(1)　別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2)　前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第8条　会長は、魚沼市長をもって充てる。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3　会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

（副会長）

第9条　副会長は、委員の中から協議会において互選する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

（監査員）

第10条　監査員は、協議会の会計監査を行う。

2　監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

（事務局）

第11条　協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

2　事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。

3　事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

（協議会の会議の運営等）

第12条　協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4　協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5　協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6　協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7　協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

8　会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答

をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

（分科会の設置）

第 13 条　協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2　分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第 14 条　協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 15 条　協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3　前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 16 条　委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2　協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。

3　報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会の解散等）

第 17 条　協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

（規約の変更）

第 18 条　この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあっては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

（その他）

第 19 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月 1 日から施行する。

この規約は、平成22年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成24年4月 1 日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。
この規約は、平成29年7月25日から施行する。
この規約は、平成31年4月1日から施行する。
この規約は、令和元年6月27日から施行する。
この規約は、令和2年5月7日から施行する。
この規約は、令和2年11月27日から施行する。
この規約は、令和4年4月1日から施行する。
この規約は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第6条関係）

区　分	委　員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社　乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会　会長
	ひかり交通株式会社　代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅　駅長
	入広瀬コミュニティ協議会　会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課　課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部　計画専門員
	魚沼市産業経済部建設課　課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署　署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課　課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局　首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局　地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校　校長
	魚沼市老人クラブ連合会　副会長
	魚沼市自立支援協議会　会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会　議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課　課長

（協議事項）資料３

魚沼市地域公共交通計画の修正（案）について

１　目的

令和２年 11 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画における補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われ、補助事業の活用のためには、補助系統の位置付けや必要性等について計画に記載が必要となった。

よって、幹線補助やフィーダー補助等の補助制度の活用を今後も継続するため、新潟運輸支局の指導の下、令和３年３月に策定した「魚沼市地域公共交通計画」が補助用件を満たすべく計画の一部を修正するもの。

※本制度の経過措置期間（令和６年事業年度）終了後、補助対象系統等を明記した計画がない場合は、補助対象外となる。

２　主な修正事項

（１）目指す地域公共交通網のすがた

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け及び役割。

（２）地域公共交通計画における「補助系統の必要性」

上記(1)の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性。

（３）ＰＤＣＡサイクルにおける評価手法

地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等。

３　修正箇所及び内容

地域公共交通計画の修正に当たり、国土交通省発行の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」、「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」を参考に、以下の修正を行った。

修正が必要なページ番号（現計画）	修正内容	修正後のページ番号
P59	・「図　目指す地域公共交通網のすがた」において、目指す公共交通網のすがたと補助対象路線の運行経路・区域を明確に示すため、それぞれ別の図で表現する。 ・補助対象路線の概要を追記する。 ・補助対象路線における補助の必要性を追記する。	P59～67
P74～76	・ＰＤＣＡサイクルによる施策・事業の推進に向けて、評価の手法や手順を明確化する。	P82～83

（１）目指す地域公共交通網のすがたの修正

修正が必要な箇所のうち、「目指す地域公共交通網のすがた」及び「国庫補助対象路線の運行経路及び運行区域」の修正、「補助対象路線の概要」の追記について、修正内容を次ページに示す（赤枠内）。

3-3　目指す地域公共交通網のすがた

これまで整備を進めてきた地域公共交通網を土台に、幹線・支線の連携を強化します。鉄道及び路線バスを幹線、地域乗合タクシー等を支線として位置付け、現況のサービス水準を確保することで、地域公共交通の骨格を形成します。支線については、魚沼市乗合タクシー及び入広瀬コミュニティバスによって、幹線を補完するとともに、これからの高齢化社会に対応するため、地域乗合タクシーの拡充を進める必要があります。また、小出市街地周辺の地域乗合タクシーについては、市街地への直接乗り入れを維持するとともに、郊外からの移動手段についても、高齢化社会を見据えた利便性の向上を図ります。

■市全体の地域公共交通網のイメージ

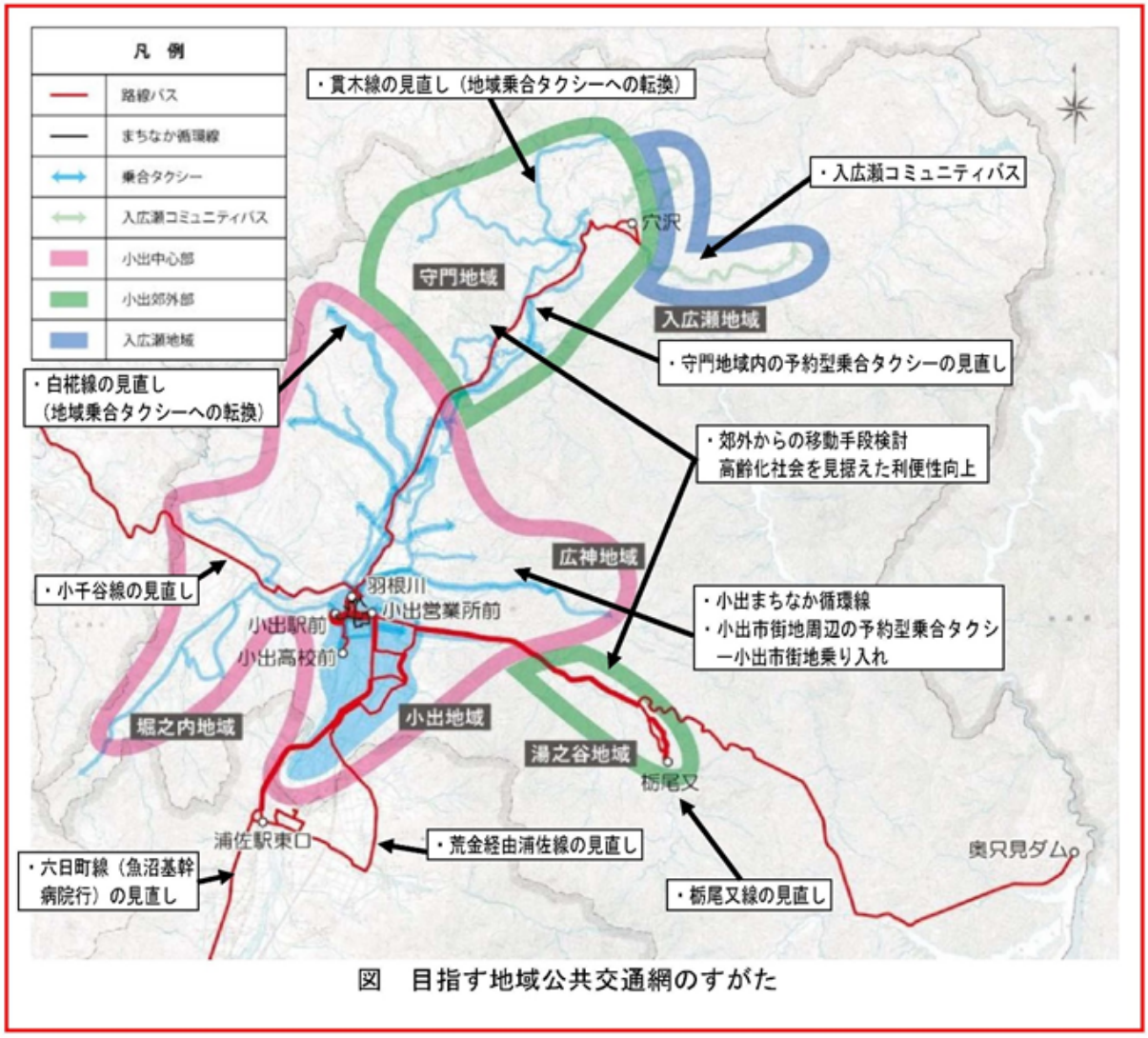

図　目指す地域公共交通網のすがた

3-4　地域公共交通確保維持改善事業の必要性

路線バスの中で、広域的な移動の役割を担っている「小出～小千谷線」「小出～栃尾又温泉線」「小出～六日町線」については、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等を活用しながら維持を図ります。

また、そのほかの乗合タクシー等については、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用しながら維持を図ります。

表　補助路線に係る事業及び実施主体の概要（その 1）

補助事業	路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	小出～小千谷線 （小千谷総合病院発）	小千谷総合病院	小千谷本町 川口 堀之内駅角 下倉 小出病院	小出営業所前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者
	小出～栃尾又温泉線	小出駅前	小出本町 小出営業所 大沢 芋川 折立 大湯温泉	栃尾又			
	小出～六日町線 （新国道経由）	六日町駅前	新国道五日町 浦佐駅 小出営業所 小出駅前 小出病院	魚沼市役所前			
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	小出まちなか循環線	小出駅前バス停	小出病院正面玄関 小出郵便局 市役所 小出小工会館前 本町バス停	小出駅前バス停			魚沼市地域公共交通協議会（運行は交通事業者に委託）
	湯之谷地域 乗合タクシー	折立又新田	下折立 宇津野 蓑和田 湯之谷芋川 大沢 吉田 大下 七日市新田 七日市 井口新山 上ノ原	小出市街地		区域運行	

表　補助路線に係る事業及び実施主体の概要（その 2）

補助事業	路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	滝之又 乗合タクシー	滝之又	外山 小平尾 親柄 和田 並柳 田尻(国道沿い) 今泉 中島新田 中島	小出市街地	4条乗合	区域運行	魚沼市地域公共交通協議会(運行は交通事業者に委託)
	水沢・越又・泉沢 乗合タクシー	大芋川	水沢 越又 吉原 小庭名 山口 田尻(県道沿い) 泉沢 東中 下倉				
	田中・清本・長松・ 米沢乗合タクシー	田中	栗山 金ケ沢 下田 横瀬 長堀新田 清本 江口 長松 今泉 山田 米沢				
	三ツ又 乗合タクシー	三ツ又	中子沢 池平 中家 山田下 一日市 新保 中島				
	新道島 乗合タクシー	新道島	竜光 下新田 根小屋 堀之内病院 小出市街地				

表　補助路線に係る事業及び実施主体の概要（その 3）

補助事業	路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	上稲倉・魚野地乗合タクシー	上稲倉	明神 原 魚野地 舟山 吉水 堀之内駅 堀之内病院 大石新田 小出市街地	小出市街地	4条乗合	区域運行	魚沼市地域公共交通協議会(運行は交通事業者に委託)
	小出地域乗合タクシー	岡新田公民館	小出老人福祉センター 地域振興センター こまみ 小出病院 市役所	小出駅			
	福山新田乗合タクシー	福山新田	渋川 長鳥 細野 大谷内 松川 向松川 新下 須川 西村 守門宮原 小須原 福田新田 大倉 大倉沢 三渕沢 赤土	小出市街地			

表　補助路線に係る事業及び実施主体の概要（その 4）

補助事業	路線名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	高倉 乗合タクシー	高倉	高倉 西名新田 西名 東野名 渋川 長烏 細野 大谷内 松川 向松川 新下 須川 西村 守門宮原 小須原 福田新田 大倉 大倉沢 三渕沢 赤土	小出市街地	4条乗合	区域運行	魚沼市地域公共交通協議会（運行は交通事業者に委託）
	福山新田乗合タクシー・高倉乗合タクシー（帰り便）	小出市街地	福山新田乗合タクシー及び高倉乗合タクシーの経由地と同様	高倉・ 福山新田			
	守門地域内 フルデマンド便	—	守門地域全域	—			

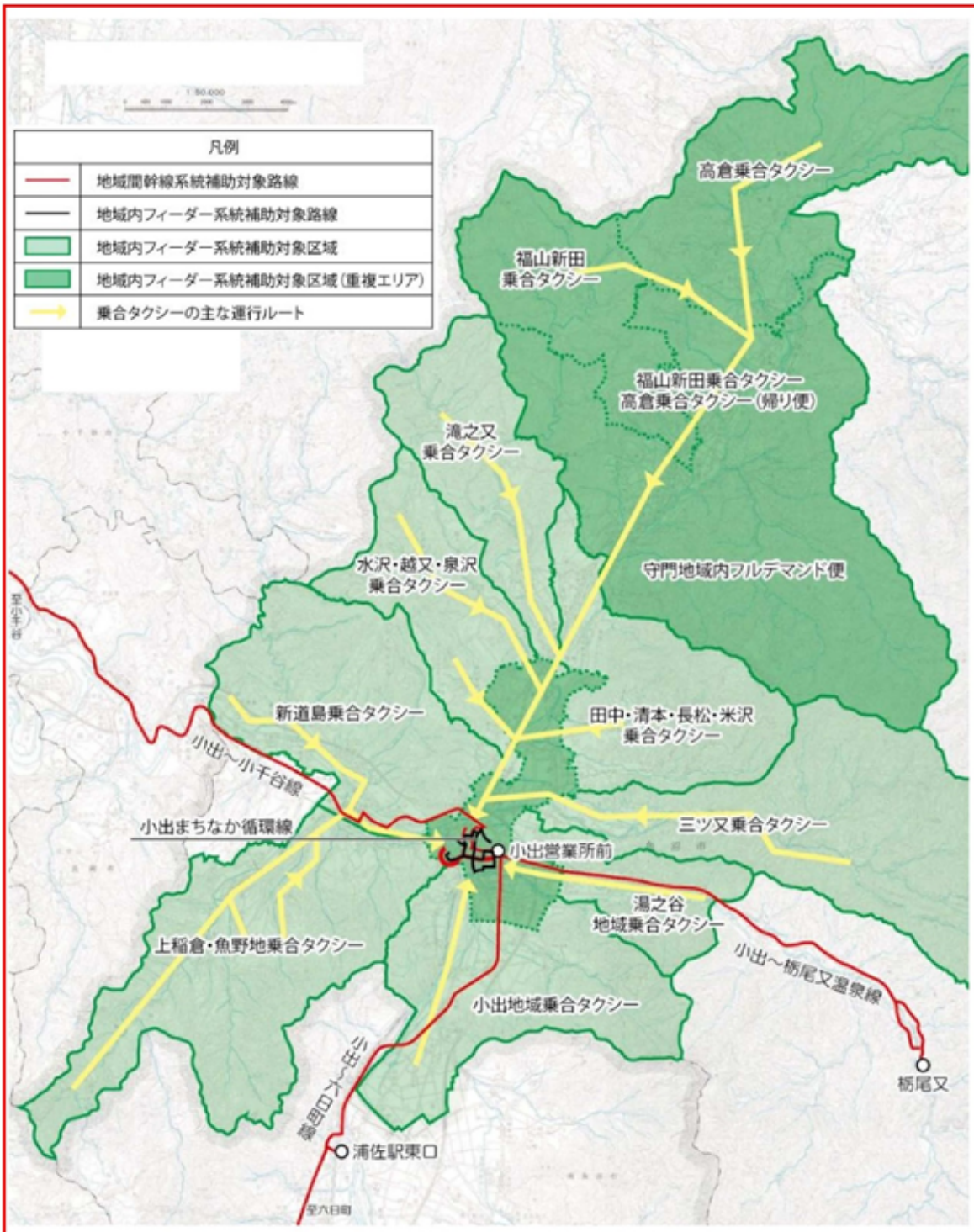

図　国庫補助対象路線の運行経路及び運行区域

（２）地域公共交通計画における「補助系統の必要性」の追記

修正が必要な箇所のうち、地域公共交通計画における「補助系統の必要性」の追記内容について、次ページに示す（赤枠内）。

表　地域公共交通確保維持改善事業の必要性（その１）

路線名	地域公共交通確保維持改善事業の必要性
小出～小千谷線 （小千谷総合病院発）	小千谷総合病院から小出営業所までの拠点間を運行し、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担っています。起終点である小千谷総合病院や小出営業所では他の路線バス等と連絡するとともに、途中、小千谷駅前や越後川口駅前を経由し鉄道等と連絡するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
小出～栃尾又温泉線	小出駅前から栃尾又までの拠点間を運行し、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担っています。起点である小出駅前では鉄道等と連絡するとともに、途中、小出営業所を経由し他の路線バスと連絡するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
小出～六日町線 （新国道経由）	六日町駅前から魚沼市役所前までの拠点間を運行し、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担っています。起点である六日町駅前では鉄道や他の路線バス等と連絡するとともに、途中、浦佐駅や小出駅、小出営業所を経由し鉄道や他の路線バス等と連絡するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
小出まちなか循環線	小出市街地内を循環運行し、市民の買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出市街地内の居住地域・交通結節点と地域の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷地域と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。

表　地域公共交通確保維持改善事業の必要性（その 2）

路線名	地域公共交通確保維持改善事業の必要性
滝之又乗合タクシー	広神地域（滝之又等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
水沢・越又・泉沢 乗合タクシー	広神地域（水沢等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
田中・清本・長松・米沢 乗合タクシー	広神地域（田中等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
三ツ又乗合タクシー	広神地域（三ツ又等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
新道島乗合タクシー	堀之内地域（新道島等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
上稲倉・魚野地 乗合タクシー	堀之内地域（上稲倉等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。

表　地域公共交通確保維持改善事業の必要性（その 3）

路線名	地域公共交通確保維持改善事業の必要性
小出地域乗合タクシー	小出地域内を運行し、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、小出駅や小出市街地の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
福山新田乗合タクシー	守門地域（福山新田等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、地域の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
高倉乗合タクシー	守門地域（高倉等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、地域の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
福山新田乗合タクシー・高倉乗合タクシー（帰り便）	守門地域（福山新田・高倉等）と小出市街地を結び、市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、地域の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。
守門地域内 フルデマンド便	守門地域内を運行し、市民の買い物、通院等の日常生活の移動など多様な目的での移動を担っています。また、地域の各拠点施設を結んでおり、市内の公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。 一方で、運賃収入だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業等により、運行を維持・確保する必要があります。

（３）ＰＤＣＡサイクルにおける評価方法の修正

修正が必要な箇所のうち、「ＰＤＣＡサイクルにおける評価方法の修正」について、修正内容を次ページに示す（赤枠内）。

第５章　目標の達成状況の評価

5-1　PDCA サイクルによる施策・事業の推進

本計画における各施策の取り組みの実施状況や評価指標の達成状況については、「PDCA サイクル」に基づき、評価・検証を行い、改善や見直しを図ることとします。また、本市と公共交通事業者、道路管理者、地域公共交通の利用者等で構成される「魚沼市地域公共交通協議会」において、取り組みの効果検証、進捗管理を行うとともに、本計画に係る協議を進めていきます。

主として定量的指標に基づき実施するほか、別途、関係機関へのヒアリングなどを行い、施策の進捗や有効性を定性的に評価し、その結果を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行います。基本的には中間年度の令和５年度及び計画期間最終年度の令和７年度を検証（Check）及び改善（Action）の時期とします。ただし、アンケート調査等を伴わない指標については、毎年算出した上で、目標達成に向けた確認を行うものとします。

また、事業の実施状況を毎年適切に管理し、令和５年度（中間評価実施時）を目処に本計画の内容に対して（社会状況の大きな変化や関連する法令・制度の変更によって新たな対応が必要となった場合など）追記・修正の必要性を検証します。

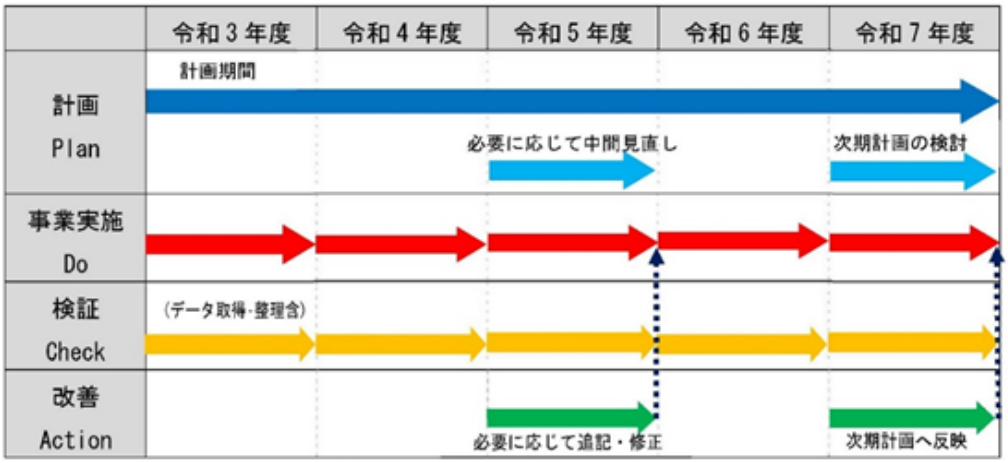

図　本計画における評価の手法・手順

5-2　評価指標と目標値の設定

先に整理した「６つの目標」について、各目標の達成度を検証する評価指標を整理します。各評価指標について、計画期間最終年度の令和７年度に達成することを目指します。

表　検証（Check）及び改善（Action）の時期

	策定年	計画期間					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和６年度	令和７年度
指標１	●	●	●	●	必要に応じて見直し	●	●
指標２	●	—	—	—		—	●
指標３	●	●	●	●		●	●
指標４	●	●	●	●		●	●
指標５	●	●	●	●		●	●
各施策	●	●	●	●		●	●

●：検証（Check）

■評価指標１『市民１人あたりの年間乗合バス等利用回数』	
対応する目標	目標１　地域の実情に即した地域公共交通網の整備 目標２　地域公共交通網の利用促進 目標５　施設との連携による利便性向上
指標の設定・算定方法	○路線バス及び乗合タクシー等利用実績に基づき、下式により算定します。 ○市民１人あたり乗合バス等利用回数／年＝ 乗合バス等延べ利用者数／年÷魚沼市総人口
目標値	【現況値】６．６回／年　➪　【目標値】７．９回／年
目標値設定の考え方	○第二次魚沼市総合計画において、地域乗合タクシーにおける利用者数を現状の 20%増加を目指していることから、路線バスを含む本指標においても同様に 20%増加を目標値として設定します。

（報告事項）
資料４

路線バス「小出＝荒金＝浦佐線」の運行終了について

１　経過等

令和６年１月 12 日開催の魚沼市地域公共交通協議会において、南越後観光バス㈱より令和６年度の路線バスの運行方針等について、運転手不足の現状から、今後利用の少ない路線については廃止の検討が必要になること、魚沼市においては「小出＝荒金＝浦佐線」が想定される旨の説明がなされた。

その後も、利用者数は極少数で収支改善は見込めず、客観情勢を鑑みた中で継続困難との判断に至り、去る３月 27 日、道路運送法に基づく「一般旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書」が北陸信越運輸局長宛に提出され、令和６年９月 30 日をもって運行終了する見通しとなった。

２　運行終了理由

少子化や人口減少等に伴う利用者減少に歯止めがかからず、運行回数や時刻の調整、車両の小型化等により収支改善に努めることでこれまで辛うじて路線の維持を図ってきたが、社会問題化する深刻な運転士不足により、今後も地域の全ての路線を維持していくことが困難な状況に陥っており、既存路線全体の利用状況、収支状況を精査した結果、当該路線の運行を終了するもの。

３　路線概要

◆運行終了路線　　小出＝荒金＝浦佐線（別紙路線図参照）

◆運行終了区間　　魚沼市役所～荒金入口～魚沼基幹病院～浦佐駅東口　22.9km

◆運 行 終 了 日　　令和６年９月 30 日

◆運　行　便　数　　平日のみ 2.5 往復（令和６年４月１日現在）

魚沼市役所前 ＝ 小出 ＝ 干溝 ＝ 虫野 ＝ 荒金 ＝ 浦佐 線							
小出駅前からの運賃→	160	200	230	380	460	470	
魚沼市役所前発	小出駅前発	佐梨大橋北詰(原信)発	干溝発	虫野上口発	荒金入口発	魚沼基幹病院発	浦佐駅東口着
★ 8:30	8:35	8:40	8:45	8:49	8:59	9:08	9:15
★ 10:30	10:35	10:40	10:45	10:49	10:59	11:08	11:15

浦佐駅東口からの運賃→	160	210	360	410	470	470	470
浦佐駅東口発	魚沼基幹病院発	荒金入口発	虫野上口発	干溝発	佐梨大橋北詰(原信)発	小出駅前発	魚沼市役所前着
★ 9:25	9:30	9:38	9:47	9:53	9:57	10:04	10:10
★ 11:30	11:35	11:43	11:52	11:58	12:02	12:09	12:15
★ 17:10	17:15	17:23	17:32	17:38	17:42	17:49	17:55

★印は、土曜・日曜・祝日及び8月13日～8月16日、12月29日～1月3日間運休（この路線は、土休日全便運休します）

４　対応状況

当該路線の主要経由地である魚沼基幹病院へは、令和６年４月から「小出＝六日町線」の乗り入れ本数を１本増便しアクセスの向上を図っているほか、市内の移動については、今後計画している小出地域内乗合タクシーへのＡＩデマンドシステム導入に合わせ、代替輸送としての役割を補完し、利便性の確保に努めていく。

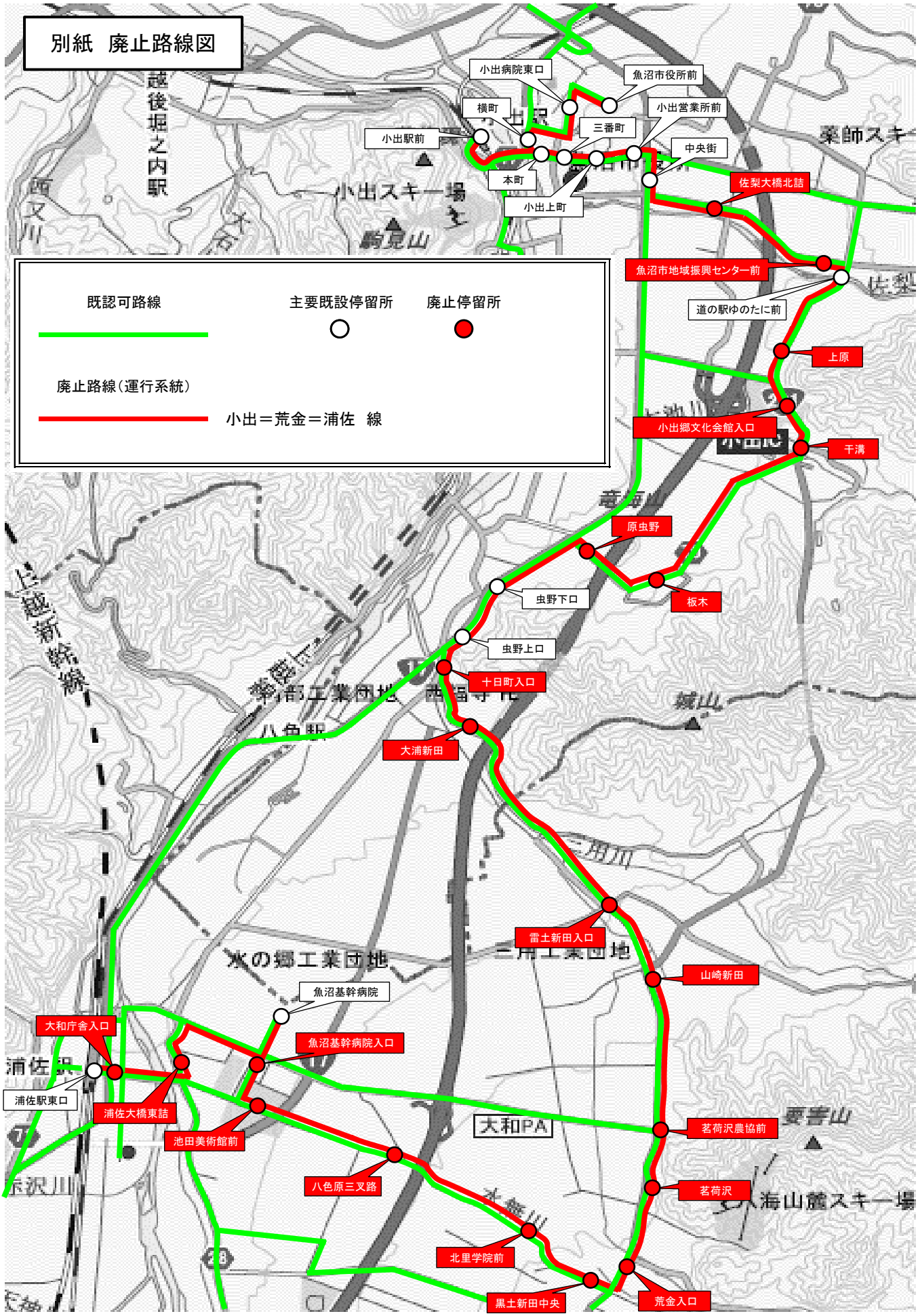
別紙　廃止路線図
既認可路線
主要既設停留所
廃止停留所
廃止路線（運行系統）
小出＝荒金＝浦佐　線
小出病院東口
魚沼市役所前
横町
小出営業所前
三番町
小出駅前
中央街
本町
小出上町
佐梨大橋北詰
魚沼市地域振興センター前
道の駅ゆのたに前
上原
小出郷文化会館入口
干溝
原虫野
板木
虫野下口
虫野上口
十日町入口
大浦新田
雷土新田入口
山崎新田
魚沼基幹病院
大和庁舎入口
魚沼基幹病院入口
浦佐駅東口
浦佐大橋東詰
池田美術館前
八色原三叉路
茗荷沢農協前
茗荷沢
北里学院前
黒土新田中央
荒金入口
越後堀之内駅
小出スキー場
駒見山
薬師スキー
佐梨
上越新幹線
八色駅
城山
三用川
三用工業団地
水の郷工業団地
浦佐駅
大和PA
要害山
大海山麓スキー場
水無川
赤沢川